

定款施行規則

第1章 入会金及び会費

(入会金)

第1条 定款第7条に基づく入会金は、次のとおりとする。

一 正会員

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 登録施工業者会員 | 100,000 円 |
| (2) 防除薬剤製造・販売業者会員 | 200,000 円 |
| (3) 防蟻・防腐材料製造業者会員 | 200,000 円 |
| (4) 個人会員 | 5,000 円 |

二 賛助会員

	20,000 円
--	----------

- 原則として入会金の納入取扱いは本会とする。ただし、連携団体で入会金を徴収し本会に納入の取扱をすることができる。
- 第1項第1号(1)の会員が、複数の事業所を登録する場合は、2事業所目以降にかかると同項第1号(1)の入会金は不要とする。

(会費)

第2条 定款第7条に基づく会費は、次のとおりとする。

一 正会員

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 登録施工業者会員 | 年額 30,000 円 |
| (2) 防除薬剤製造・販売業者会員 | 年額 150,000 円 |
| (3) 防蟻・防腐材料製造業者会員 | 年額 150,000 円 |
| (4) 個人会員 | 年額 7,000 円 |

二 賛助会員

	年額 15,000 円(1口)
--	-----------------

- 会員は、前項の会費を前納しなければならない。ただし、事情により2回に分割して納入することができる。
- 原則として会費の納入取扱いは本会とする。ただし、連携団体で会費を徴収し本会に納入の取扱をすることができる。
- 第1項第1号(1)の会員が、複数の都道府県において事業所を登録する場合は、同項第1号(1)の金額に登録事業所の所在する都道府県の数に乗じた金額を会費とする。

(入会金及び会費の使途)

第3条 第1条の入会金及び前条の会費のうち、総額の10%以上は公益目的事業費に充当し、残額は共益事業費及び管理費に充当する。

第2章 入会手続等

(正会員等の入会手続)

第4条 本会の正会員及び賛助会員となろうとする者は、入会申込書及び必要な書類を添えて所在地を管轄する連携団体を經由して提出することができる。受理した連携団体は、正会

員として入会することの適否の判断に資する書類を添え、本会の会長に提出する。

- 2 所在地を管轄する連携団体がない地域においては、本会へ直接入会申込書及び必要な書類を提出するものとする。

(入会申請)

第5条 本会の正会員及び賛助会員となろうとする者が提出する入会申込書及び必要な書類は、次のとおりとする。

一 登録施工業者会員

- (1) 登録施工業者会員入会申込書(様式1)
- (2) 登記簿謄本及び定款(法人登記でない場合は代表者の戸籍抄本及び身分証明書)並びに事業届の写(称号及び事業届の写)
- (3) 誓約書
- (4) 事業所の平面図及び写真
- (5) 薬剤を貯蔵する施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (6) 器材格納施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (7) しろあり防除施工管理責任者(以下「管理責任者」という。)の資格を証する書類の写
- (8) 防除士の登録証の写
- (9) 危険物取扱者免状の写
- (10) 特定化学物質等作業主任者又は毒物劇物取扱者、有機溶剤作業主任(以下「特定化学物質等作業主任者等」という。)いずれか一つの免状の写
- (11) 賠償責任保険証券の写
- (12) 労災保険に加入していることを証明する書類(労働保険概算・増加概算確定保険料申告書並びに納付書・領収書)の写

二 防除薬剤製造・販売業者会員

- (1) 防除薬剤製造・販売業者会員入会申込書(様式2)
- (2) 登記簿謄本及び定款の写
- (3) 消防法に基づく危険物施設の許可書の写
- (4) 毒物及び劇物取締法に基づく製造又は販売の登録票の写
- (5) 危険物取扱者又は毒物劇物取扱者の免状の写
- (6) 工場の概要並びに製造設備及び格納施設の平面図
- (7) 環境汚染防止措置の概要

三 防蟻・防腐材料製造業者会員

- (1) 防蟻・防腐材料製造業者会員入会申込書(様式3)
- (2) 前号の(2)から(7)までに定めるものを準用する。

四 個人会員

- (1) 個人会員入会申込書(様式4)

五 賛助会員

- (1) 賛助会員入会申込書(様式5)

- 2 入会申請に関する事項に変更を生じた場合は、その変更が生じた日から1カ月以内に

本会に変更内容を届け出なければならない。

(会費滞納措置)

第6条 会員が会費を1年滞納したときは、会員の資格を停止し、さらに1年経過したときに会員としての資格を失うものとする。

第3章 連携団体

(連携団体の定義)

第7条 連携団体とは、本会の理事会において、公益目的事業を行う上で連携が必要と判断した団体で次の各号の要件を満たした団体のことをいう。

- 一 団体の目的上、本会の目的と同趣旨の内容が含まれていること。
- 二 団体の事業上、本会と連携して行う事業の内容が含まれていること。
- 三 団体の入会条件として、本会の入会条件と同じ条件を定めていること。

(連携の手続き)

第8条 本会の要請に基づき連携団体になろうとする団体は、本会に対し、連携同意書、誓約書、団体の定款及び団体の入会に関する規程を提出しなければならない。

- 2 理事会は、前項の提出書類を審査し、前条の要件を充足していると認められる団体を本会の連携団体とし、団体に対してその旨を通知する。

(連携団体の義務)

第9条 連携団体は、本会との間で締結する業務委託契約の各条項に従って、本会の公益目的事業を連携して実施しなければならない。

- 2 連携団体は、団体の定款の目的及び事業、並びに入会に関する規程を変更した場合は、遅滞なく本会にその旨を報告しなければならない。

(連携団体の取消)

第10条 連携団体が次の各号に該当した場合、理事会の決議を経て、連携を取消することができる。

- 一 第7条各号の要件に抵触した場合
- 二 前条の義務に正当な理由なく違反した場合
- 三 本会の信用を失墜させる行為があった場合

第4章 委員会等

(委員会)

第11条 事業の円滑な運営を図るため必要があるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

(組織)

第12条 委員会は、会員をもって組織する。ただし、会員外から学識経験者を加えることができる。

(委嘱)

第13条 委員会の委員は、会長が委嘱する。

(任 期)

第 14 条 委員会の任期は 2 年とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長の選任)

第 15 条 委員会の委員長は、委員の互選による。

2 副委員長は、委員長の指名による。

(議 事)

第 16 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

4 委員の代理出席は原則として認めない。

5 委員会の議事については、その概要を記録し委員に配布する。

(部会等の設置)

第 17 条 委員会は、必要に応じて部会等を設置することができる。

2 第 12 条から第 16 条までの規定は、部会等について準用する。

(委員会等の報告)

第 18 条 委員長は、委嘱事項が終了したとき、その経過並びに成案、事業の結果等に関する報告書を会長に提出するものとする。

2 部会長は、委嘱事項が終了したとき、その経過並びに成案、事業の結果等に関する報告書を所属する委員会の委員長に提出するものとする。

附 則 (平成 23 年 9 月 14 日理事会決議、平成 24 年 2 月 28 日総会決議)

1 この規則は、公益社団法人日本しろあり対策協会の移行登記日から施行する。

附 則 (平成 29 年 2 月 7 日理事会決議、平成 29 年 2 月 24 日総会決議)

1 この規則の一部改正は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 13 日理事会決議、令和 4 年 2 月 25 日総会決議)

1 第 2 条の定款第 7 条に基づく会費は、令和 4 年及び 5 年の 2 年間、次のとおりとする。

一 正会員

(1) 登録施工業者会員 年額 20,000 円

(2) 防除薬剤製造・販売業者会員 年額 100,000 円

(3) 防蟻・防腐材料製造業者会員 年額 100,000 円

(4) 個人会員 年額 5,000 円

二 賛助会員 年額 10,000 円 (一口)

(様式 1) (第 5 条第 1 号関係)

--

登録施工業者会員入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

事業所所在地

事業所名

代表者名

印

今般貴協会の趣旨に賛同し定款を了承の上入会いたしたく、別紙登録施工業者会員入会調書及び下記書類を添えて申し込みいたします。

記

- (1) 登記簿謄本及び定款（法人登記でない場合は代表者の戸籍抄本及び身分証明書）並びに事業届の写（称号及び事業届の写）
- (2) 誓約書
- (3) 事業所の平面図及び写真
- (4) 薬剤を貯蔵する施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (5) 器材格納施設の平面図及び構造図面並びに写真
- (6) しろあり防除施工管理責任者の資格を証する書類の写
- (7) 防除士の登録証の写
- (8) 危険物取扱者免状の写
- (9) 特定化学物質等作業主任者又は毒物劇物取扱者、有機溶剤作業主任いずれか一つの免状の写
- (10) 賠償責任保険証券の写
- (11) 労災保険に加入していることを証明する書類（労働保険概算・増加概算確定保険料申告書並びに納付書・領収書）の写

登録施工業者会員入会調書

項 目	摘 要
事 業 所 名	
代 表 者 名	
指 定 代 表 者(注1)	
資 本 金	金 万円
設 立 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
事 業 所 所 在 地	〒
電 話 ・ F A X	電話 FAX
従 業 員 数	技術系 名 事務系 名 合計 名
管理責任者氏名及び登録番号(注2)	
防除士氏名及び登録番号	
危 険 物 取 扱 者 名	
特定化学物質等作業主任者名 毒物劇物取扱者名 有機溶剤作業主任者名	
損 害 保 険 会 社 名	
保 険 金 額	金
同 上 に 対 す る 保 険 料	金
保 険 証 書 番 号	
保 険 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
労働災害保険加入の有無及び番号	有 無 番号

(注1)「指定代表者」とは、法人又は団体たる会員にあって、法人又は団体の代表者として本会に対しその権限を行使する者をいう。(定款第6条第5項参照)

(注2)「管理責任者」とは、しるあり防除施工管理責任者を指し、事業所毎に防除士の資格を取得後、3年以上の実務経験を有する者から選任する。(定款第6条第3項第1号参照)

(様式2、様式3) (第5条第2号、第3号関係)

防除薬剤製造・販売業者会員入会申込書
防蟻・防腐材料製造業者会員入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

事業所所在地

事業所名

代表者名

㊟

今般貴協会の趣旨に賛同し定款を了承の上入会いたしたく、下記書類に入会金及び年会費を添えて申し込みいたします。

記

- (1) 登記簿謄本及び定款の写
- (2) 消防法に基づく危険物施設の許可書の写
- (3) 毒物及び劇物取締法に基づく製造又は販売の登録票の写
- (4) 危険物取扱者又は毒物劇物取扱者の免状の写
- (5) 工場の概要並びに製造設備及び格納施設の平面図
- (6) 環境汚染防止措置の概要

調 書

項 目	摘 要
事 業 所 名	
代 表 者 氏 名	
指 定 代 表 者 (注)	
資 本 金	金
設 立 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
事 業 所 所 在 地	〒
担 当 部 課	
電 話 ・ F A X	TEL FAX

(注)「指定代表者」とは、法人または団体たる会員にあって、法人または団体の代表者として本会にその権限を行使する者をいう。(定款第6条第5項参照)

(様式4) (第5条第4号関係)

個人会員入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

氏 名 ⑩

今般貴協会の趣旨に賛同し定款を了承の上入会いたしたく、下記書類を添えて申し込みいたします。

調 書

氏 名	
生 年 月 日	
資 格 の 名 称	〔 しろあり防除施 工士の登録番号 〕
現 住 所	〒 電話 FAX
勤 務 先	
勤 務 先 住 所	〒 電話 FAX
勤務先部課・職名	
勤務先の業務内容	
勤務していないとき は職業及び業務内容	

(様式5) (第5条第5号関係)

賛助会員入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本しろあり対策協会会長 殿

会社名

代表者名 (印)

今般貴協会の趣旨に賛同し定款を了承の上入会いたしたく、入会金及び年会費を添えて申し込みいたします。

住 所

電話番号・FAX

会社の業務内容

年会費 (1口 15,000 円・1口以上) () 口 () 円